

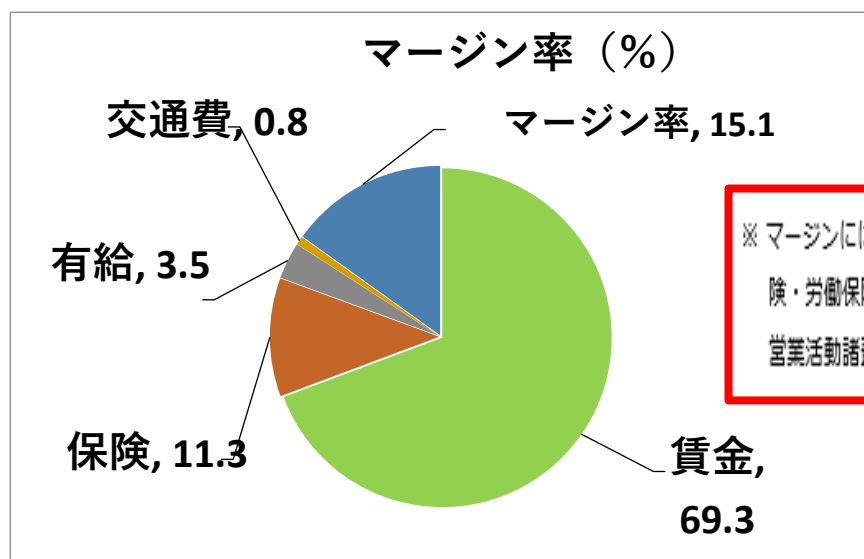
◆改正派遣法に基づくマージン率の計算方法

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

マージン率は以下のような計算式です。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点第2位以下を四捨五入)



※ マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

- | | |
|-------------------|---|
| ①派遣労働者の数 | 44名 |
| ②派遣先の数 | 11件 |
| ③マージン率 | 15.1% |
| ④労働者派遣に関する料金額の平均額 | 12,920円（1日 8時間当たり換算） |
| ⑤派遣労働者の賃金額の平均額 | 10,968円（1日 8時間当たり換算） |
| ⑥教育訓練に関する事項 | 入社前研修、社内ルール・安全教育についての研修を実施
社会人としてのマナー、個人情報管理教育の実施
KYT訓練（①KYT資料 ②安全パトロール）を実施 |
| ⑦その他 | 社会保険料（雇用保険・厚生年金・健康保険）
福利厚生費（有給休暇）
交通費 |

⑧キャリアコンサルティングの相談窓口

派遣事業部 羽田野 健治
TEL 0979-72-3131